

防災集団移転促進事業の概要

自然災害が発生した地域又は災害のおそれのある区域において、地域が一体となって居住に適当でない地域からの住居の集団的移転を促進することを目的とし、住宅団地の整備、住居の移転、移転元地の買取等を行う市町村等に対し、事業費の一部を補助

【事業の概要】

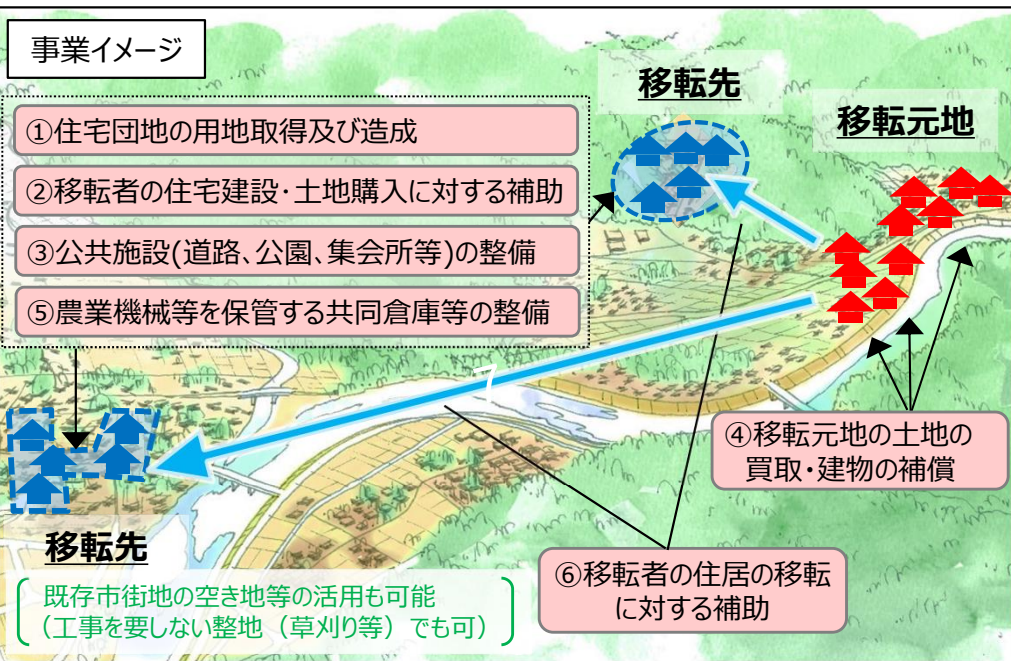
施行者
市町村、都道府県（市町村からの申出に基づく）、都市再生機構（自治体からの委託に基づく）

移転元地（移転促進区域）
自然災害が発生した地域又は災害のおそれのある区域（※1）
※1 災害危険区域、浸水被害防止区域、地すべり防止区域、土砂災害特別警戒区域、急傾斜地崩壊危険区域

移転先（住宅団地）
5戸以上（※2）かつ移転しようとする住居の数の半数以上
※2 ただし、以下の区域以外からの移転については10戸以上
浸水想定区域、地すべり防止区域、急傾斜地崩壊危険区域、火山災害警戒地域、土砂災害警戒区域、浸水被害防止区域、津波災害警戒区域

【国庫補助】（補助率 ①～⑥：3/4，⑦：1/2）

補助対象経費区分	右以外の場合	事前移転の場合		
		※3	※4	※5
補助対象経費（①～⑦）の合計	合算限度額有	-	-	-
対象経費	① 住宅団地の用地取得及び造成（分譲の場合は補助対象外）	限度額有	限度額有	限度額有
	② 移転者の住宅建設・土地購入に対する補助（住宅ローンの利子相当額）	限度額有	限度額有	
	③ 住宅団地に係る公共施設の整備	限度額有	限度額有	限度額有
	④ 移転元地の土地の買取・建物の補償	-	限度額有	限度額有
	⑤ 農業機械等を保管する共同倉庫等の整備	限度額有	限度額有	
	⑥ 移転者の住居の移転に対する補助	限度額有	限度額有	限度額有
	⑦ 事業計画等の策定に必要な経費	-	-	-
※3	イ 流域治水プロジェクトなど、地域の安全確保に資する施策を推進するための計画に明記された事業であること ロ 移転元地防御のための施設整備（ハード整備）を行わず、必要最低限のインフラ整備に限定すること ハ 移転に要する事業費が堤防などのハード施設のトータルコストを上回らないこと			
※4	ニ 津波災害特別警戒区域（オレンジゾーン）を含む地域（※移転者が保有する移転元地の住宅の用に供する建築物は移転後に除却）			
※5	ホ 津波災害特別警戒区域（レッドゾーン）を含む地域であり、以下の要件を満たした市町村 ・地震発生後、概ね10分以内に高さ3m以上の津波到達が想定される市町村又は最大津波高さが25m以上と想定される市町村であって、50戸以上の住居が立地する地域			



補助基本額（事業費）に対する財源内訳

国庫補助金 3/4

一般補助施設整備等事業債(充当率90%)

元利償還の80%を特別交付税措置
50%を特別交付税措置

注) 補助基本額は個別限度額、合算限度額適用後の事業費。都道府県が実施する場合は、特別交付税措置対象外。

地方財政措置

- 地方負担分については一般補助施設整備等事業債の対象（充当率90%）
その元利償還金の80%を特別交付税措置
注) 事業計画等の策定に必要な経費の適性性については、財政部局と協議すること
- 一般財源分についても50%を特別交付税措置（⑦事業計画等の策定に必要な経費についても同様）